

国民健康保険税率を据え置きます

(課税限度額以外の税率)

税率は、予想される医療費からその年度の保険税の総額を出し、保険税を確保するために算定しています。平成23年度も景気の低迷、加入者の所得状況が厳しいことなどを考慮し、課税限度額以外の税率を据え置きました。また、不足分を町の経済対策として一般会計から支援することにしました。

国民健康保険の財政の仕組み

(表1) 医療費総額に係る財源の内訳

収入 (財源)	
50%	50%
国民健康保険税	国からの交付金
一般会計からの繰入金	
65歳以上74歳未満の方の費用を調整する交付金	道などからの交付金
● 患者さんが病院の窓口で支払う一部負担金	

支出 (医療費) 70% (国民健康保険税・一般会計からの繰入金)
30% (患者さんが病院の窓口で支払う一部負担金)

国民健康保険税は、被保険者（国民健康保険に加入されている方）の疾病、負傷、出産、死亡に関する給付を目的としています。

この給付のための費用を賄うために、必要な財源をどう求め、どのように調達すべきか、国や道・町・被保険者（表1の□の部分）などの間で費用を分担しています。

おおまかな費用の負担割合は、左の表（表1）のとおりとなっています。この表は、医療給付費に係る一般の方について示したものです。

課税限度額が改正されました

今回の改正は、地方税法の改正に伴うものです。市町村における国民健康保険税は、地方税法中で課税限度額が決められており、その限度額の改正により、医療給付費分（医療分）の課税限度額が「50万円」から「51万円」に、後期高齢者支援金分（後期分）の課税限度額が「13万円」から「14万円」に、介護保険納付金分（介護分）の課税限度額が「10万円」から「12万円」に変更（表2の□の部分）となります。

なお、平成23年度における国民健康保険税率は右記のとおりです。詳細は下記に問い合わせください。

(表2)

区分	税率など	摘要
医療分	所得割	3.4% 各世帯の収入に応じて
	資産割	22% 各世帯の土地・家屋に応じて
	均等割	21,000円 各世帯の加入者数に応じて
	平等割	25,000円 一世帯につき
	課税限度額	510,000円
後期分	所得割	2.3% 各世帯の収入に応じて
	均等割	8,500円 各世帯の加入者数に応じて
	平等割	9,000円 一世帯につき
	課税限度額	140,000円
介護分	所得割	2.2% 加入者の収入に応じて
	均等割	10,000円 各世帯の加入者数に応じて (40歳以上65歳未満)
	平等割	11,000円 一世帯につき
	課税限度額	120,000円

■問い合わせ／国民健康保険制度は…役場住民課年金保険係（1階④番窓口☎485-2111内線128）
国民健康保険税は…役場税務課税務係（1階⑦番窓口☎485-2111内線153）

- 交差点の交通事故防止
 - 暑い着用品
 - すべての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用
 - 居眠り運転による交通事故防止
 - 二輪車・自転車乗車中の交通事故防止
 - 子どもと高齢者の交通事故防止
 - 運動の重点
 - プ・ザ・交通安全死くめごせ安全で安心な北海道
 - 期間／7月15日(金)～24日(日)
 - 年間スローガン／ストッブ・ザ・交通安全死くめごせ
- この時期は、車の往来など活動が活発化するとともに、暑さにより注意力が散漫になり、スピード超過になりがちです。充分休憩を取り、ゆとりを持って運転しましょう。



上水道水源変更事業の経過について

平成20年度から水源変更のための施設整備を進めていましたが、工事が完成し、平成23年4月から供用を開始していますのでお知らせします。

■問い合わせ／
 役場水道課水道事業係
 (17)番窓口 ☎485-2111
 内線266)



①第一ポンプ場



②着水井



③第二ポンプ場



釧路川緑地公園内通行止めのお知らせ

風雲橋の撤去工事を7月から行います。工事中は安全のため、公園内の一部が通行止めになります。公園を利用されるみなさんには、ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■工事期間／7月～平成24年3月(予定)
 ■問い合わせ／役場建設課道路係(2階)13番窓口 ☎485-2111内線235)

